

オンライン資格確認に伴う対応について

令和3年3月よりオンラインによる資格確認が開始します。医療機関等受診時に健康保険被保険者証の記号（事業所番号）と番号（世帯番号）及び枝番により健康保険の資格情報や限度額適用認定証の区分等が確認されるようになります。

各証の取扱いにつきまして下記のとおりといたしますのでご周知のほどよろしくご願いたします。

記

【 健康保険被保険者証カード 】

令和2年10月16日以降に発行した健康保険被保険者証カードは、表面に個人を識別する番号(枝番)を付番しております。また、それ以前に発行したカードにつきましては、令和2年11月17日付けにて枝番を付した健康保険被保険者証カードへ更新しております。

【 高齢受給者証 】

医療機関等において健康保険被保険者証によりオンラインで負担割合の確認が可能となります。ただし、医療機関等において電子的確認を受けることができない場合や最新の情報が反映されていない場合がありますので、従来どおり高齢受給者証を発行させていただきます。医療機関等に受診される際には、必要に応じご提示ください。

【 限度額認定証 】

限度額認定申請を要さず、医療機関等においてオンラインで区分の確認が可能となります。ただし、電子的確認を受けることができない場合や最新の情報が反映されていない場合がありますので、従来どおりご対応ください。また、医療機関等で確認した区分が相違していた場合は、医療機関等より当健保組合に請求がきた時点で調整を行います。

【 限度額適用・標準負担額減額認定 】

市町村民税非課税者等の被保険者様が限度額適用・標準負担額減額認定を受ける場合は、申請が必要となります。従来どおりご申請いただき、医療機関等へ受診する際にご提示ください。

【 特定疾病受領証 】

被保険者様が特定疾病に係る保険者（当健保組合）の認定を受ける場合は、申請が必要となります。従来どおりご申請いただき、医療機関等へ受診する際にご提示ください。